議案第百号

福島県過疎・中山間地域振興条例の一部を改正する条例

ように改 正する。 疎 間 地 域振興条例 ( 平 成 Ł 年 福島県条例第六十八号)  $\mathcal{O}$ 部を 次  $\mathcal{O}$ 

九 「第十三条」 「第十九条」 を を 「第十四条」 「第二十条」 に改める。 第十 应 条 第十八 条」 を 「第十五 第十

を改め に置か 7 規 の自立に かな自然 前文中 Щ て認識する 向け 地域 てい 環境と共生する過疎・ て  $\mathcal{O}$ 次に次の ることか る  $\mathcal{O}$ -放棄地 森林、 持続的 必要が を「地球温暖化等 ように加える。  $\mathcal{O}$ 里山や水田が ら、 ある」 増大、 な発展が可 その影響に に改 中 山間地域の生活にも深刻な影響を及ぼ を 能な地域が め 有し  $\mathcal{O}$ 農 要因により豪雨災害などが頻 より本県の 地や」に改め、 ている自然災害の 「展開 ゔ す くりに取り 過疎 る  $\mathcal{O}$ 下 中 豪雨 組む」 に 抑 Ш 制 間 「とともに、 など 地域 災害など を 加え、 発  $\mathcal{O}$ は、 多面 更に厳 0) これら 自然災 的機能 激甚化 てお 課題と り  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ な 地 価 過 域 値 疎 況 0

続けられる場として ら都市地域と連携し、 山間地域 また、 の価値が 新型感染症 改 の役割を果たし 8 の拡大を契機として、 新しい技術等も用い て評価され 0 ていくことが求められている。 つあり、 て豊か ゆとりと安らぎの 人口 な暮らし の過度の 集中 の中で様 あ によ る生活 るリス 々 な付 が 可 能な 加価値を生み クを避け 過 疎 な が 中

則文中「振興」を「持続的発展」に改める。

第四十 疎 四十二条」 地域の持続的 第二条第三号中 一条第一項又は第二項 に こ改める。 発展の支援に関する特別措置法 同法第三十三条第一 「過疎地域自立促進特別措置法 (同条第三項の規定により準用する場合を含む。 項又は第二項」 (令和三年法律第十九号。 (平成十二年法律第十五号) を 「同法第三条第一項又は第二項、 以下 法 又は第 を 過

二項中 域内 る。 ょ り 第三条第  $\mathcal{O}$ 整備」 という。 交流」 項 中  $\mathcal{O}$ に改め、 下に 雇用機会が拡充され」 「基づき」 「及び新技術 を加え、 「県民」 の 下 同条第五項中 に の下に「その他地域と多様な形で関わる者 の活用」を加え、 を加え、 地 域 の持続的 「担い手の」 同条第四 同条第三項中 な発展に 項中 の 下 に 向け 「地域間交流」 て 「確保及び」を加え 「促進されることに を加え、 以下 同 地

的 兀 中 改 第 兀 項 同 を第 項 を同条第四 六 項 لح L |項とし 第三項を第 同 条第 五 項と 項 L  $\mathcal{O}$ 次に 同 条第二 次 の二項を 項 中 振 加 え 興 を

- を行うよう努め わた る 施策、 過 疎 る 中 市 町  $\mathcal{O}$ 村 間 とする。 相互 地 域 間  $\mathcal{O}$ 持  $\mathcal{O}$ 続的 連絡調整並 発展を支援する びに人的 ため、 及び )技術 市 的 町 援 村 助そ  $\mathcal{O}$ 区  $\mathcal{O}$ 域 他 を超える 心要な 広 助 域
- 3 関する一 定す 価等を踏 疎 市 地 町 域 村 持 が まえ必要な支援に 続 定 的 8 発展市町 る過 疎 村計 中 山 努め 画 間 地 るも 以 域 下  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 持 市町 とする 続的 村計 発展 に関 画 と す Ź 11 計 画 (法第  $\mathcal{O}$ 達成 八 状 条に 況 に 規

五 条中 達成状況 「振興」 況 を に関する評価を行う」 「持 浣続的 発 展」 に、 に改め 「計画的 に実施する」 を 市 町 村計 画 に 基 づ

第六条中「振興」を「持続的発展」に改める。

め  $\mathcal{O}$ 整 七 同条第三項中 条第 を 項 中 「及び」 情報通信基盤 「道路」  $\mathcal{O}$ 0 下に 下  $\mathcal{O}$ に 「介護・」 整備並びに新技術 「その 他 0 を加え、 交通施設等」 の活用による各種対策 同項の次に次 を加 え、 0 「 並 び 項を加える。 に情  $\mathcal{O}$ 推進」 報通 信 基 改

4 移動及 策そ は、  $\mathcal{O}$ 他必要な措置を講ずるものとする。 び 過疎 交通手段の 中 山 間地域にお 確保並びに日常生活に 1 て、 住民が 必要不可 住み続 けられる生活環境を確保するため 欠なサー ピ ス  $\mathcal{O}$ 維持に係る各種 対

じた支援を行うとともに」 第八 条第二項 中 「図るため」 を加え、 の下に 同項 0 次に次 地域  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 特性及び資源並 一項を加える。 び に経営体  $\mathcal{O}$ 規模に 応

3 は 過疎 企業誘致、 中 Ш 間 観光振興及び新産業の育成その 地域にお いて、 雇用  $\mathcal{O}$ 場の創出を図るため、 他必要な措置を講ずる 既 存  $\mathcal{O}$ 産 業 ŧ 0  $\mathcal{O}$ とす 振 興

加え、 第九条の見出 同条第二項を次の を 「交流 ように改め  $\mathcal{O}$ 促進等」 に 改 め 同条第一 項 中 「交流」  $\mathcal{O}$ 活 動」

を 第 2 第十四条中 一項中 「持続的 関係人 第十九条を第二十条とし、 口 発展」 過 模範として適当」  $\mathcal{O}$ 振 拡大及び移住 中 に 山間地域におい 改め、 を 「持続的発展」 対して」 第十六条から第十八条までを一条ず を 定住 「集落等の参考となるもの」に改め の促進を図るため、 て、  $\mathcal{O}$ に 地域内 下に 改  $\Diamond$ 外との 「必要な」 同 条を第十五条とし、 交流の 必要な措置を講ずるも を加え、 促 進による人 同 つ繰り下げ 条を第十六条と 第二項 第十三条を第十四  $\mathcal{O}$ 流 中  $\mathcal{O}$ n とする。 第十五条 振  $\mathcal{O}$ 創

条とし、 め、 条を第十一条とし、第九条の次に次の一条を加える。 る多様な人材の確保に向け、移住・定住に関する支援、 一項中「育成を図るため、 同条を第十二条とし、 第十二条を第十三条とし、 第十条の見出しを「担い手の確保及び育成」に改め、 定住の促進」を「確保及び育成を図るとともに、 第十一条第一項中「研究開発」を「導入拡大」に改 地域内外との交流」に改め、 地域を支え 同条第 同

(子育て及び教育環境の充実等)

第十条 できる環境及び教育環境の充実を図るため、 県は、 過疎・中山間地域において、 住民が安心して子どもを生み育てることが 必要な措置を講ずるものとする。

附則

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行する。